

少年法と厳罰化について

北山 太一

- 1.はじめに
- 2.少年法改正の流れ
- 3.厳罰化に関して
- 4.課題と対策
- 5.おわりに

1 はじめに

近年、少年による重大事件を契機として、少年法は厳罰化の方向で改正が重ねられてきた。最近では2022年に改正された少年法が施行され18歳・19歳は特定少年として扱われ実名報道の解禁など以前より少年法が厳しくなっている。しかし、こうした改正は果たして本当に必要であったのだろうか。自分自身が今回の少年法ゼミナールで学んでいく中で、少年法は本来、少年の可塑性と更生可能性を前提に、処罰よりも保護・教育を重視する制度でそれが非常に重要なことを理解した。それにもかかわらず、世論や被害者感情の高まりを背景に、刑事処分の対象拡大や手続の厳格化が進められてきたことには疑問が残る。厳罰化が少年の再犯防止やにどの程度関与するのかは必ずしも明らかではない。このように少年法改正は感情的要請に応えるだけでになっていないか、その目的や効果を検討する必要があると思ったからである。

2 改正の流れ

これまでの少年法の改正について経緯や背景をまとめる。1990年代以降、少年による重大事件が社会問題化し多くのメディアが取り上げたことによって、少年法の寛大さに対する批判が強まった。特に1997年の神戸連続児童殺傷事件は加害少年の処遇や実名非公表の原則をめぐり、少年法の理念そのものに疑問を投げかける事件となった。こうした世論の高まりを背景に、2000年の初の厳罰化への改正では、刑事責任を問うべき重大事件については検察官送致を行う範囲が拡大され、原則逆送年齢が16歳以上に引き下げられた。さらに2007年改正では、被害者の権利保障を重視する観点から、被害者や遺族が審判結果や記録の閲覧・謄写を求めることができる制度が整備され、被害者の意見聴取も拡充された。近年の2022年改正では、民法改正による成年年齢引下げを受け、18歳・19歳を「特定少年」と位置づけ、原則として検察官送致の対象とする制度が導入されたほか、一定の場合には実名報道が可能となるなど、従来の少年保護原則が大きく緩和された。このように、少年法は重大事件を契機として、段階的に厳

罰化・刑事化の方向へと改正が重ねられてきたといえる。しかし、少年法が制定された1948年からおよそ50年間は大きな改正は行われず、それまでは変える必要がなかったと考えられる

とも重要なポイントである。

3 厳罰化について

(1) 少年法の理念

少年法の理念と照らし合わせる。少年法は、第1条において「少年の健全な育成を期し、その性格及び環境に応じて、適切な保護処分を行うこと」を目的として掲げ、少年を処罰の対象としてではなく、保護と教育の対象として位置づけている。また、第3条は、原則として家庭裁判所の審判に付すことを定め、刑事手続から切り離した処遇を基本としてきた。しかし近年の改正により、このような制度運用は、条文上は保護主義の理念を維持しながらも、実際には少年を成人と同様に処遇する傾向を強めており、少年法が本来有していた理念が実質的に形骸化しているのではないかという問題がある。

(2) メリット・デメリット

まずメリットについても触れる。少年法の厳罰化には、被害者感情に配慮するという明確なメリットがある。重大事件の被害者や遺族にとって、従来の保護中心の処遇は加害少年の責任が不十分に感じる場合があり、厳格な処分は被害回復感情の一定の充足につながり得る。また、社会感情を反映することで、司法に対する国民の信頼を維持する効果も期待される。次にデメリットである。少年法の厳罰化は、少年の社会復帰を困難にし、結果として再犯リスクを高める可能性が考えられる。少年期は人格形成の重要な段階でありこの時期に刑事処分を受け、特に前科・前歴や実名報道がなされた場合、就学・就労の機会を著しく制限し、社会とのつながりを断絶させる要因となる。社会的排除が進むことで、再び非行に向かう危険性が高まる点は看過できない。また、厳罰化が再犯防止に有効であるとする主張には、十分な実証的根拠があるとは言い難い。少年犯罪は衝動性や未熟な判断に基づく場合が多く、処罰の重さによるものは抑止にはつながらないと考える。さらに重要なのは、厳罰化が少年非行の根本原因の解決につながらない点である。多くの少年事件は、家庭環境の不全、貧困、教育機会の不足、社会的孤立など、構造的・社会的要因と多くの要素が複雑に絡み合い存在している。これらの問題に対する支援や環境調整を伴わないまま処罰のみを強化しても、問題の本質は解消されず、同様の事案が繰り返される可能性が高い。少年法の厳罰化は、短期的な社会不安の解消には寄与し得るもの、長期的な再犯防止や社会全体の安全確保という観点からは、必ずしも合

理的な解決策とはいえない。

(3) 他国との比較

少年司法制度をアメリカとドイツの少年司法制度と比較する。理由は、アメリカとドイツは対照的な特徴を有しているからである。アメリカでは1990年代以降、凶悪な少年犯罪の増加を背景に厳罰化政策が採られ、少年を成人と同様に処罰する制度が拡大された。多くの州で少年の成人刑事裁判所への移送が容易となり、長期刑や終身刑が科される事例も生じた。しかし、その結果、少年受刑者の再犯率は高止まりし、刑務所内での暴力被害や社会復帰の困難さが深刻な問題となつた。厳罰化は犯罪抑止に十分な効果を示さず、近年ではアメリカ自身が少年の可塑性を再評価し、制度の見直しを進めている。一方、ドイツの少年法は、日本と同様に教育主義を基本理念とし、処罰よりも教育的措置や社会内処遇を重視している。年齢だけでなく精神的成熟度を考慮し、場合によっては20歳前後の若年成人にも少年法的処遇を適用する柔軟な制度設計が特徴である。その結果、再犯率は比較的低く抑えられており、更生と社会復帰を重視する制度の有効性が示されている。これらと比較すると、日本の少年法は伝統的にドイツ型に近い保護主義を採ってきたが、近年はアメリカのかつての厳罰志向を部分的に取り入れつつある。しかし、アメリカの経験が示すように、厳罰化は必ずしも再犯防止や社会安全の向上に結びつかない。今後日本がどこへ向かっていくべきか、厳罰化の限界も含めほかの国との比較は非常に重要な点であると思う。

4 課題と対策

(1) 改正の見直し

では、近年行われてきた少年法の改正を元通りにすることはできるのか。少年法改正を見直しの必要性は、少年法の本来の理念である保護主義・教育主義のという点から見ても当然主張される問題である。近年の改正は、厳罰化や処分の透明化を通じて被害者感情や世論への配慮を強めてきたが、再犯防止や社会復帰という目的が十分に達成されているとは言い難い。少年期は人格形成途上にあり、早期の烙印付けはかえって再犯リスクを高めるとの指摘もあるため、刑法の刑罰を科すというやり方によって犯罪を抑止するのではなく、少年特有の可塑性の高さから考えると教育的処遇を科すという少年法本来の考え方は合理的なものと言える。もつ

とも、現実的に考えた場合、元に戻すことには大きな難しさが伴う。世論は厳罰化を支持する傾向が強く、政治的にも受容されにくい。したがって、単純に元に戻すのではなく、被害者配慮と少年の更生支援を両立させる仕組みを再設計することが現実的といえる。

(2) 解決策

初めに挙げるのは、被害者や被害者遺族への支援の充実だ。具体的には損害賠償請求についての制度の充実である。現行の少年法における損害賠償制度には、被害者救済と少年の更生を十分に両立できていないという課題がある。少年本人に資力が乏しい場合が多く、民事上の損害賠償請求が認められても、実際には賠償が履行されないケースが少なくない。その結果、被害者は制度上の権利を有しながらも、現実的な補償を受けられず、不満や不信感を抱くことになる。また、家庭裁判所は賠償を直接命じる強制力を持たず履行確保の実効性が弱い。これらの対策としては、厳罰化ではなく、損害賠償の履行を実質的に確保する制度整備が考えられる。例えば、国による一時立替制度を導入し、その後に分割で返す仕組みを設ければ、被害者救済を実現できる。こういった経済的支援によって少しは被害者側の不満を減らせると考える。次に考えられることは修復的司法の強化である。修復的司法とは、犯罪を単に刑罰として処罰するのではなく、被害者・加害者・地域社会の関係修復を重視する考え方である。具体的には、第三者の調整のもとで、加害者が被害者に対して自らの行為の経緯や動機を説明し、謝罪や損害賠償、再発防止策について話し合うものである。少年事件においては、加害少年が被害の内容や結果を具体的に理解し、自らの行為が他者に与えた影響を実感することで、内面的な責任意識を育てる点に大きな意義があると考える。また、被害者にとっても、加害者から直接説明や謝罪を受ける機会が保障されることで、刑事処分だけでは得られにくい納得感につながる場合がある。修復的司法は被害支援と更生支援・再犯防止を追求する上で、少年法の理念とも調和するものだと考える。

5 まとめ

近年相次いで行われてきた少年法改正の厳罰化について、その必要性と問題点について検討してきた。少年による重大事件が社会に与える衝撃は大きく、被害者感情や国民感情を法制度に反映させる必要性については否定できない。しかし、処罰の強化が再犯防止などに対してどの程度実効性を有するのかについては、十分な実証的検討がなされているとは言い難い。少年法は、少年の可塑性や更生可能性を前提とし、刑罰よりも教育的・保護的処遇を通じて再犯防止を図ることを理念としてきた。厳罰化が進展する中で、こうした理念は退き、制度が処罰中

心へと向かうことで少年法自体形骸化しつつあるというのも事実である。また、他国の事例が示すように、厳罰化は必ずしも犯罪抑止につながらず、かえって少年の社会復帰を困難にし、再犯リスクを高める可能性も指摘されている。日本においても、同じように厳罰化を進めなければ同様の問題が生じる可能性を否定できない。またこの先の厳罰化に対しては民法上の成人年齢が引き下がったからと言って少年法の適用年齢を引き下げるようなことはあってはならないと思う。たばこやお酒が20歳までとされている中で安直に引き下げるといったことは合理性に欠ける。今後は、厳罰化するのではなく、被害者支援の充実や損害賠償制度の実効性確保、さらには修復的司法の強化などを通じて、被害回復と少年の更生を両立させる制度設計が求められると思う。これで解決や厳罰化推進の意見がなくなるとは思はないが、これからは少年法の理念に立ち返り感情だけに流されず物事に客観的に冷静な議論を重ねていくことが必要だと考える。

